

午前九時〇〇分開会

午前九時〇〇分開議

○議長（高野正君） おはようございます。ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、平成30年美浜町議会第3回定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に会議規則第126条の規定によって、9番 田淵議員、10番 中西議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題とします。

事務局長から別紙会議予定表を説明します。

○事務局長（井田時夫君） 説明します。

平成30年美浜町議会第3回定例会会期予定表。

9月21日・金曜日、本会議、1番、会議録署名議員の指名、2番、会期の決定、3番、諸報告、4番、全議案の提案理由説明、5番、議案審議、散会后、総務産業建設常任委員会及び文教厚生常任委員会を開きます。

9月22日・土曜日から24日・月曜日まで休会です。

9月25日・火曜日、本会議、一般質問。

9月26日・水曜日から30日・日曜日まで休会です。

10月1日・月曜日、本会議、一般質問及び議案審議。

10月2日・火曜日、本会議、議案審議。

10月3日・水曜日、本会議、議案審議。

以上です。

○議長（高野正君） お諮りします。

本定例会の会期は、事務局長説明のとおり、本日から10月3日までの13日間にした
いと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（高野正君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から10月3日までの13日間に決定しました。

日程第3 諸報告を行います。

本定例会に提出された議案はお手元に配付していますが、事務局長から報告します。

○事務局長（井田時夫君） 報告します。

報告第1号 専決処分事項の報告（平成30年度美浜町一般会計補正予算（第2号））
について

報告第2号 専決処分事項の報告（平成30年度美浜町一般会計補正予算（第3号））

について

報告第3号 専決処分事項の報告（平成30年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号））について

報告第4号 専決処分事項の報告（平成30年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号））について

報告第5号 専決処分事項の報告（平成30年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号））について

報告第6号 平成29年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議案第1号 美浜町場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第2号 町道の廃止について

議案第3号 工事請負契約の締結について

議案第4号 平成30年度美浜町一般会計補正予算（第4号）について

議案第5号 平成30年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第6号 平成30年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第7号 平成30年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第9号 教育委員会委員の任命について

認定第1号 平成29年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成29年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成29年度美浜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成29年度美浜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成29年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成29年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成29年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

以上です。

○議長（高野正君） 町長提出議案は以上です。

次に、監査委員から9月例月出納検査結果について文書報告を受けています。お手元に配付のとおりです。

次に、平成29年度決算結果等について文書報告を受けています。お手元に配付のとおりですが、監査委員から報告を受けます。中西議員。

○監査委員（中西満寿美君） 議長の許可を得ましたので、平成29年度の決算審査意見書について報告をします。

地方自治法第233条第2項及び同条第5項の規定により、平成29年度美浜町一般会計歳入歳出決算及び特別会計5会計の決算等について、8月10日、20日、21日、22日に審査をいたしましたので、その結果を報告します。

平成29年度中に実施した例月出納検査・定期監査・随時監査等の結果を参考にしながら

ら、関係諸帳簿並びに諸書類を照査の上、審査を実施しました。

平成29年度決算審査意見書につきましては、お手元に配付のとおりです。

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書は、法令に基づいて調整されており、計数は関係帳簿及び証拠書類等と照合した結果、計数的に正確であり、内容も正当なものです。

審査の意見。

(1) 現金の取り扱いについて。

使用料等現金の取り扱いについては、各種リスクを伴うので現金の厳格管理を行うとともに、可能なものについては振り込み等、現金取り扱いの機会を減らす対策を検討いただきたい。

(2) 備品台帳の整理について。

備品の廃棄を効果的に行った結果による収益がありますが、備品の実態を掌握するためにも備品台帳の整備を進めていただきたい。

(3) 結びに。

平成29年度一般会計歳入歳出決算の歳入歳出差引残高は2億10,529,058円、実質収支額は1億71,093,021円で黒字決算となっています。また、各特別会計についても、黒字あるいは均衡決算となっています。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は96.0%で、前年度と比較して4.3ポイント上昇しております。

財政調整基金残高は、平成29年度末で12億9,054,462円となっており、前年度末と比較して1億47,084,649円減少しており、今後増加が見込めません。昨年度より、財政調整基金の一部3億円を債券に振りかえて保管するようになっておりますが、満期が20年と長期にわたるなど、金利リスクを考えると増額に関しては保守的に考えられたいと思います。

町財政の中で地方交付税に依存する割合は高くなっていますが、今後の社会情勢の変動により減少してくることも推測されます。その反面、高齢者人口の増加等に伴う社会保障費の増加、さらに地震津波・風水害に対する防災減災対策の強化、公共施設の老朽化に伴う整備等、今後の財政需要は一段と増大するものと予想されます。

今後、自主財源の確保と常に厳しいコスト意識を持って、効率性・効果性の観点から事務事業の改善に努めるなど、財政規律と投資のバランスを図りながら、健全な財政運営に努めてもらいたい。職員一人一人の意識を高め、常に住民福祉の向上を推進する町政運営に取り組まれることを期待します。

次に、地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成29年度美浜町水道事業会計の決算書類について、7月11日に審査をしましたので、その結果を報告します。

決算審査に当たって町長から提出された決算書類が地方公営企業法及び関係法令に基づいて作成され、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか検証するため、決算諸表、その他帳簿及び証拠書類との照合等のほか、関係職員から決算についての説明を聴

取るなどの方法により審査しました。

また、事業の経営内容を把握するため計数の分析を行うとともに、公営企業経営の基本原則である経済性の発揮及び公共の福祉の増進に寄与しているか、その他、平成29年度中に実施した例月出納検査・定期監査・随時監査の結果も参考にしながら審査を実施しました。

平成29年度決算審査意見書につきましては、お手元に配付のとおりです。

審査に付された決算報告書は、地方公営企業法及び関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であり、経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めます。

審査意見。

給水人口は、平成25年度に8,000人を割り込み、さらに引き続き減少しています。また、1人当たりの給水量も減少傾向となっていることから年間給水量は91万3,000m³となっています。

今後の水需要の動向は人口動向が大きく左右することから、現状では需要の増加が見込めないと予測されます。さらに効率的な事業運営の推進に努めてもらいたい。

有収率は94.70%で、過去数年間のデータと比較すれば、ほぼ高率の横ばい状態であり評価できるものです。なお一層の有収率の高率維持に努力していただきたい。

今後、浄水場などの施設の耐震化、また、施設の更新需要の増加が見込まれる中で、多額の支出が経営を圧迫することのないよう、将来にわたり安定的な水道事業経営に努められたい。

次に、平成29年度決算に係る財政健全化審査・経営健全化審査意見書を報告します。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成29年度決算に係る健全化判断比率・資金不足比率等について、8月22日に審査をいたしましたので、その結果を報告します。

町長から提出された健全化判断比率・資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

審査に付された健全化判断比率・資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認め、平成29年度の財政健全化判断比率において、実質赤字比率及び連結赤字比率はともになく、また実質公債費比率及び将来負担比率はともに早期健全化措置が要求される基準値を大幅に下回っており、国が示す基準をクリアしております。

しかし、財政健全化判断比率は、あくまで財政状況を示す目安にすぎず、従来からの経常収支比率なども含め、早期健全化基準に近づかない財政運営を推進していく必要があります。

経営健全化審査においての対象会計は、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計及び水道事業会計の3会計で、いずれの会計においても資金不足はなく、事業の経営は健全な状態となっています。今後とも、経営健全化基準に近づかない経営を推進して

いく必要があります。

以上のことから、健全で安定的な財政運営を維持できるよう、最小の経費で最大の効果が得られるよう、費用対効果を念頭に置いて行財政運営を推進し、住民福祉の向上に一層の努力を求めるものです。

以上で、報告を終わります。

○議長（高野正君） 次に、議員派遣の件についての派遣結果の報告については、お手元に配付のとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定によって、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しています。

次に、教育長から、平成30年度美浜町教育委員会点検評価報告書が提出されています。お手元に配付のとおりです。

次に、町長から行政報告の申し出があります。これを許可します。町長。

○町長（森下誠史君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、提案理由に先立ち2件の報告を申し上げます。

1件目でございますが、去る8月22日から24日にかけて来襲した台風20号及び9月3日から9月5日にかけて来襲した台風21号への対応等についてご報告申し上げます。

初めに、台風20号への対応、被害等につきましてご報告いたします。

今回の台風20号は、トラック諸島近海で発生し、その後日本の南海上を北西進、次第に進路を北に変え、強い勢力のまま日本に接近し、23日午後9時ごろに徳島県南部に上陸しました。この台風により、町内は23日夜から24日未明にかけて暴風を伴う雨となり、23日夕方から24日未明までの累計雨量で83mmを記録してございます。

次に、気象警報発令と職員の体制につきまして時系列でご報告いたします。

台風来襲前日の22日、午後4時の和歌山気象台の発表に基づき、台風20号が強い勢力のまま接近することが予想されました。それを受けて午後5時に課長級以上が参集し、台風接近に伴う今後の体制として、翌23日午前10時に避難準備・高齢者等避難開始の発令と避難所4カ所の開設を確認、同時に配備する職員の割り当てを行うとともに、かなりの高波が予想されたため、浜ノ瀬地内の海岸に近い民家及び逢母海岸付近の民家に対し、事前に避難所開設・早期避難の啓発文書の配布を行いました。

そして、23日午前9時12分、暴風波浪警報が発令されると同時に警戒体制Ⅰをとりました。予定どおり、午前10時避難準備・高齢者等避難開始を町内全域に発令し、同時に三尾風速荘、中央公民館、松原地区公民館、浜ノ瀬公民館の4カ所の避難所を開設いたしました。

23日午後4時に再度課長級以上が参集し、今後の体制や翌日早期の道路清掃などの予定を確認するとともに、午後5時15分より警戒体制Ⅱに切りかえ、その他の職員には自宅待機を命じました。午後5時40分大雨警報が発令され、その後台風は午後9時ごろ徳島県南部に上陸し、間もなく本町に最接近、午後10時9分、洪水警報が発令されてござ

います。

台風通過後の翌日、24日午前5時56分、大雨暴風波浪の警報が解除されたのを受け、午前6時15分をもって全ての避難所を閉鎖し、同時に避難準備・高齢者避難開始を解除いたしてございます。4カ所の最終的な避難人数は14世帯20名でございます。ただ、洪水警報につきましては、椿山ダム上流で、降り初めから300mmを超える降雨を記録し、椿山ダムの最大流入量が毎秒3,056トンとなり、最大毎秒2,102トンの放流量を行っていたことから、洪水警報の解除は24日午前11時28分となっております。続きまして、道路等についてご報告いたします。

23日、午後2時に県道日ノ岬公園線、午後4時に県道御坊由良線の和田地内陸上自衛隊付近から、本ノ脇3差路付近におきまして、午後6時から県道御坊由良線逢母海岸付近で越波のため全面通行どめとなりました。その後、県道御坊由良線は、24日午前6時に通行どめを解除、県道日ノ岬公園線は、越波による流木の撤去や土砂の除去作業が完了したことから、午後4時30分に通行どめが解除されてございます。

町道に関しましては、越波を想定して浜ノ瀬から新浜に至るパラペット沿いの町道で、23日午後6時30分から全面通行どめを行いました。幸いにも、この道路への越波は確認されてございません。

また、町内の県道を含む主立った道路におきましては、強風のため落下した枝や松葉などで通行に支障があるため、翌日早朝午前7時から職員全員で除去などの清掃作業を行ってございます。

続きまして、水産業、海岸につきましてご報告いたします。

まずは、三尾漁港港内におきまして、流木やプラスチックごみが大量に漂着していたため、除去作業を行ってございます。煙樹ヶ浜につきましては、産業道路の全てが海砂で埋まり通行不能となってしまいましたが、煙樹ヶ浜フェスティバルを控えていたため、キャンプ場から御坊自動車学校付近までの区間につきまして早期に復旧作業を行い、逢母海岸付近においては、水路はけ口が海砂により閉鎖されたため、その除去作業を行ってございます。以上につきましては、美浜町建設業組合に依頼し、作業を行ってございます。

また、煙樹ヶ浜全域には大量の流木が打ち寄せられていたため、その除却搬出につきましては、海岸管理者である和歌山県に申し入れを行い、結果的には、この後の台風21号のものとあわせて撤去作業を行っていただきました。

次に、上下水道関係につきましてご報告いたします。

まずは、上水道でございますが、和田地内で23日に発生した停電により、西山配水池の自家発電機を作動し停電対応を行ってございます。公共下水道、農業集落排水につきましては、この台風での停電は地域が限定的だったため、長期にわたる作業はありませんが、和田地内の停電により和田処理場が停電し、自家発電機による運転を行ってございます。停電時は、ちょうど汚水の流入が多い時間帯であったため、担当職員が現場で管理を行ってございます。

台風20号での断水や下水道の使用制限などはございません。

続きまして、町の施設についてご報告いたします。

大浜団地屋上の防水シートが強風にあおられ、めくり上がりました。また、町内2カ所の集会場で屋根の破損などの被害が確認されてございます。

消防関係では、浜ノ瀬消防車庫で屋根の一部が破損、また強風により、町内に設置している消火栓ボックスの複数個で扉が壊れるなどの被害が出てございます。松原高台におきましても、倒木により進入路を塞いでいた状況でしたが、産業建設課作業員により早急に処理いたしてございます。

続きまして、農業関係につきましてご報告申し上げます。

ビニールハウスの破損やビニールの破れが3カ所、農業倉庫の屋根の破損1カ所が確認されてございます。

以上が時系列に沿った台風20号への対応及び被害状況の報告でございます。

続きまして、台風21号での対応、被害状況につきましてご報告申し上げます。

台風21号は、8月28日に発生し、31日には猛烈な勢力に発達しました。その後、進路を北寄りに変え、9月4日午前12時ごろ、非常に強い勢力を保ったまま徳島県南部に上陸、そこから急速に速度を上げ、午後3時には日本海へ抜けてございます。台風が非常に強い勢力を保ったまま上陸するのは、平成5年台風13号以来とのことでございます。この台風により、県内全域で猛烈な風が吹き、和歌山市では最大風速39.7m、瞬間最大風速57.4mを観測し、いずれも統計開始以来の第1位を更新してございます。

気象警報発令と職員の体制につきまして、時系列でご報告申し上げます。

台風襲来前日の9月3日、午後4時に和歌山气象台から発表された台風情報では、4日の昼ごろに非常に強い勢力を保ったまま和歌山県にかなり接近し、20号よりも強い勢力で北上するため、県全域で暴風、うねりを伴った高波に嚴重な注意が必要とのことでした。それを受けて、午後4時30分、課長級以上が参集し、台風接近に伴う体制として、翌日9月4日、午前6時に避難準備・高齢者等避難開始の発令と、避難所4カ所の開設を確認と同時に避難所に配置する職員の割り当て配置を行うとともに、全職員に対し、翌日は朝から作業ができる態勢をとるように指示、また、台風20号と同様に高波が予想される浜ノ瀬地内の海岸に近い民家及び三尾逢母海岸付近の民家に対し、事前に避難所開設時刻や早期避難の啓發文書の配布を行ってございます。

あわせて、台風20号よりも強い勢力であることが予想されたため、3日午後6時45分、翌日4日午前6時、午前7時45分に防災行政無線にて避難所開設の町内放送を行ってございます。

4日午前4時8分に大雨・暴風・波浪の警報が発令されたため、警戒体制Ⅰをとり、予定どおり午前6時、避難準備・高齢者等避難開始を町内全域に発令し、同時に三尾風速荘、中央公民館、松原地区公民館、浜ノ瀬公民館の4カ所の避難所を開設してございます。午前8時20分、高潮警報が発令されたため、8時30分より警戒体制Ⅱに切りかえ、執務

時間内であったため全職員を待機させ、台風接近に備えてございます。

その後、台風は正午ごろ徳島県南部に上陸し、本町も激しい雨を伴った暴風に見舞われ、午前10時から午後1時までの3時間で69mmの降雨量を記録し、庁舎屋上に設置している風速計は測定不能を示すに至ったことから、近年に類を見ない強烈な台風でした。

台風が去り、午後4時15分、大雨・暴風・高潮警報が解除され、午後8時6分には波浪警報も解除、午後5時に全ての避難所を閉鎖しました。最終的な避難者数は39世帯、54名でした。

続きまして、道路等についてご報告いたします。

9月3日午後5時30分に県道日ノ岬公園線が、4日午前10時から県道御坊由良線の和田地内陸上自衛隊付近から本ノ脇3差路付近が、同じく県道御坊由良線逢母海岸付近が、いずれも越波のため全面通行止めとなっております。今回の台風で、これらの区間につきまして、道路上はもとより、隣接する保安林まで流木や海砂が散乱する事態となっております。

町道に関しましては、越波を想定して、浜ノ瀬から新浜に至るパラペット沿いの町道を4日午前6時より、新浜地内方面から順次通行止めを行い、最終午前9時45分、浜ノ瀬地内を含む全線において全面通行止めを行いました。この区間においては、台風20号の越波は見られませんでした。今回の台風21号により、王子公園付近で越波が発生していることを確認してございます。ほかには、越波と倒木により、県道、町道の複数箇所の一部通行不能となりましたが、県と町で分担し、障害物の緊急撤去作業を進めたため、4日午後8時には通行可能としました。

また、午後4時ごろから、町内の県道を含む主立った道路において、強風のため多くの枝葉が散乱していたため、夕方の通勤等の時間に間に合わせるため、その除去作業を職員全員で行ってございます。

また、今回は余りにも大量の枝葉が散乱していたため、町消防団員に応援を求め、迅速に参集していただいたため、早期に作業の完了を行うことができてございます。まことにありがとうございます。

続きまして、水産、海岸につきましてご報告申し上げます。

水産についてでございますが、紀州日高漁協浜ノ瀬支所が所有する漁船上架施設や漁具倉庫のシャッター破損、三尾漁協では、ヒジキの加工場が破損したとの報告を受けてございます。

海岸では、産業道路は全て海砂に埋まり、煙樹ヶ浜全域には大量の流木が打ち寄せられました。和歌山県により、現在、流木の集積作業が実施されており、最終的にはその全てが搬出されることとなっております。

また、逢母海岸周辺につきましては、越波による家屋の破損被害が確認され、海岸管理者である和歌山県にもその状況を伝えているところでございます。

次に、農業関係につきましてご報告いたします。

今回の台風により、農業用施設ではビニールハウスの全壊、半壊、ビニールの破損など23名の方が被害に見舞われてございます。

農作物への被害に関しましては、水稻への塩害被害が主なものであり、今後、収量の減少や品質の低下などが懸念されてございます。

次に、保安林につきましてご報告申し上げます。

強風が吹き荒れた影響で、保安林内は、いまだ倒木が多数存在してございます。道路や人家に影響を及ぼすおそれのある風倒木に関しては、7日時点で、その処理は完了しているものの、保安林全体における倒木の数量は、現在調査中であると同時に、今後これらの搬出作業を進めていかなければならないと考えてございます。

また、塩害による樹木への影響が懸念されるため、県担当課と現地調査を実施したいと考えてございます。

続きまして、上下水道関係についてご報告いたします。

この台風による上水道の断水や下水道の使用制限等はございませんが、公共下水道松原浄化センター管理棟の金属ぶきの屋根が大きく破損してございます。

上下水道に関し、停電の影響につきまして、後ほど停電に関する部分でご報告申し上げます。

次に、町の施設の被害についてご報告いたします。

まずは、大浜団地においては、台風20号と同様に屋上防水シートが強風にあおられてめくれ上がりました。各地区集会所の部分的な破損、カーブミラーの破損など強風による被害が多数確認されてございます。

町所有の施設が損壊し、隣接する民家等に影響を及ぼす事案も発生してございます。また、防災行政無線に係る設備におきましても、ケーブルの破損、スピーカーの落下など多数の被害を確認してございます。

次に、教育関係につきましてご報告いたします。

警報発令に伴うものとして、9月4日は警報発令のため、小中学校、ひまわりこども園を休校、休園としてございます。翌5日、気象警報は解除されましたが、小中学校は停電のため休校、ひまわりこども園は、停電解消のため通常保育としてございます。小中学校は、6日から午前中授業を再開してございます。教育関係施設の被害につきましては、和田小学校でバックネットが倒壊するなど、小中学校、ひまわりこども園、第1、第2若もの広場、公民館などでも多くの被害を受けてございます。

次に、家屋などの被害につきましてご報告申し上げます。

9月11日、町内12地区に職員を派遣し、建物などの調査を実施してございます。

さきのご報告のとおり非常に強い台風で、かなりの被害が出てございます。住家では、半壊が1件、一部損壊467件、合計468件の被害を確認。住家以外では、全壊6件、半壊12件、一部損壊168件、フェンス、カーポートなどの一部損壊54件、合計240件の被害を確認してございます。地区別では、特に三尾地区、浜ノ瀬地区で多くの被害が

確認されてございます。

台風通過後、家屋の屋根に多くの被害が生じていて、秋雨前線の影響による雨も心配されるとのこと。また、情報によりますと、ブルーシートが品切れ状態であるとのことであったため、被害が多かった三尾地区及び浜ノ瀬地区の方々に、松原高台に備蓄していたブルーシートを、必要とする方々に無償貸与する緊急措置を行ってございます。この配布に際しては、自主防災会に受け付け、配布をお願いしました。自主防災会の活動が大きな助けとなり、お礼を申し上げますとともに、こういった事態でのご協力を今後ともよろしくお願い申し上げます。

また、瓦やコンクリート殻、ボードといった御坊広域清掃センターで受け入れのできない瓦れき類につきまして、役場で受け入れを決め、9月6日より役場駐車場内に集積箱を設け、受け入れを開始してございます。なお、瓦れき類の受け入れは9月28日まで実施いたします。

最後に、停電とそれによる影響につきましてご報告いたします。

議員皆様も既にご承知のとおり、この台風21号の影響により、美浜町全域で、しかも長時間の停電が発生いたしました。本町で最初の停電は、9月4日午前10時54分に三尾地内で発生し、その後和田、田井、浜ノ瀬、吉原と停電区域は町内全域に広がり、田井、吉原、浜ノ瀬地区で2日間、和田地区で3日間、三尾地区の一部では最長8日間停電したところもあったと関西電力からの報告を受けてございます。

この停電に関する情報は、関西電力ホームページ上での公表のみであり、町への情報もなく、また、関西電力の情報システム停止の影響もあり、町に停電に関する問い合わせが多数寄せられました。また、この停電により、上水道、下水道の施設を管理する担当職員も長時間の対応を迫られることとなりました。

今回の台風21号の影響による長時間の停電に対し、先日早速、私みずからが田辺市にある関西電力に出向き、田辺担当部長に対し、町の主要施設、特に上下水道関連施設の早期停電復旧、また、今後停電に対する情報伝達の仕方、停電情報や復旧めどなどの情報提供・対応などについて申し入れを行ってございます。当然、長時間の見通しがつかない停電は、町民の皆様も不安であったこともあわせて申し入れをしてございます。

このような長時間の停電では、さまざまな問題も発生し、その対応についてもご報告いたします。

先ほど申しました上下水道関係でございますが、今回の停電による上水道の断水はございませんでした。しかしながら、藤井取水場、田井浄水場、西山配水池、三尾ポンプ場の全ての施設で停電による自家発電機での運転を余儀なくされ、上水道担当職員は、自家発電機の燃料補給やオイル点検などの対応を行い、また、椿山ダムからの放流量がふえ、取水する水の濁度が増す状況の中、電気復旧までの間、懸命に上水道の供給に努めてございます。

ただ、停電による長時間にわたる自家発電機稼働により、藤井取水場、三尾ポンプ場の

自家発電機に異常が発生したため、現在修理を行ってございます。

次に、下水道についてでございますが、下水道の今回の停電による使用制限等はございませんでした。しかしながら、停電により上水道施設と同じく、農業集落排水和田処理場、入山・上田井処理場、公共下水道松原浄化センターの各施設でも停電による自家発電機での運転を行ってございます。

また、入山・上田井処理区、公共下水道処理区には、管渠網の中に幾つもの中継ポンプを配置してございますが、停電により、これらの中継ポンプも停止してしまうため、担当職員は、処理場自家発電機の燃料補給やオイルの点検、流入量の確認作業などを行うとともに、停電により遠隔監視ができない中、公共下水道処理区では自家発電機を積載した車両で巡回し、停止したマンホールポンプの非常電源での運転を繰り返し行いました。

入山・上田井処理区におきましても、遠隔監視が行えない中、維持管理委託業者である美浜興業に依頼し、バキュームカーでマンホールポンプへの流入汚水の引き抜き作業を行ってございます。

両処理区とも一連の作業を電源復旧まで繰り返し行うことにより、下水道の使用を制限するまでに至りませんでした。しかしながら、上水道と同じく、長時間運転により、小型自家発電機1台に異常が発生し、現在修理中でございます。

電力はとまったが、上水道・下水道がとまらず、その分住民の方々の不安を招かなかつたことは、まさしく担当職員の不眠不休の努力のたまものであったと痛感しています。その労苦をねぎらいたいと思います。

次に、美浜町斎場につきましては、火葬が1件ございました。停電中であったため、緊急的に御坊市に火葬を依頼してございます。

また、電動シャッターが動かないため、町の霊柩車が使用できず、やむなく葬儀をとり行うメモリアルウエストの霊柩車を無償でお借りし対応いたしました。まことにありがとうございました。

斎場につきましては、復電後試運転を行いましたが、異常は見つかってございません。

次に、停電に伴う事柄につきましてご報告いたします。

さきにも申しましたとおり、上水道の断水はございませんが、全町でしかも長時間にわたる停電が発生したことから、美浜パークや日ノ岬別荘地などといった、各自で上水道ポンプを設置している箇所で、停電により長時間上水道ポンプが停止しているとの報告を受け、9月6日、急遽備蓄している災害用飲料水を、そこに住まわれている方に、12リットル入り40箱ずつ、防災企画課で配布いたしました。また、同日、停電が続き、家庭での食料の枯渇が心配されたことから、停電対象地区の自主防災会協力のもと、町の持っている備蓄食料を1日2食、2日分、全部で1,564食の配布を行ってございます。配布に際しましては、自主防災会の連絡網の活用と、町の広報車を巡回させ、備蓄食料配布の広報を行ってございます。

学校関係では、給食委託先のジョイフルランチが停電の影響で調理ができないことから、

小中学校におきまして、9月6日から7日まで給食を停止し、午前中のみ授業を行ってございます。なお、9月10日、月曜日からは給食も再開してございます。

総括として、台風20号、21号と連続して襲来し、当町は大きな爪跡を残す結果となっております。私自身、これだけの暴風を伴う台風は記憶に無く、多くの方々も同様ではないでしょうか。

今回の被害、例をとってみれば、煙樹ヶ浜保安林は、暴風・強風の影響をもろに受け、緑豊かな木々は茶色になり、無残な姿で、根から、またよじ曲がった倒木等が数多くあります。潮害防備保安林として、住家や農地から身をもって被害を最小限にしてくれた結果ではなかろうかと感じてございます。今後、さらに強い松林として後世に残していくよう努めてまいります。

また、庁内での体制でございますが、災害警戒体制ⅠからⅡに切りかえ、今何をすべきかということで対応を行いました。一方、地域によっては長時間停電、通信網の遮断が続く等、多くの課題が浮き彫りとなっております。

そして、今回の教訓を生かすため、早速、先般、担当課長等による会議を開催いたしました。そこで出された課題等につきましても、今後具体的な対策を検討し、生かしたいと考えており、災害に強い町づくりを職員一丸となって邁進してまいりたいと思っております。どうか、今後とも議員の皆様、住民の皆様におかれましても、自助、共助、公助という観点からご理解、ご協力をお願い申し上げます。

以上、台風20号、21号への対応及び被害状況の行政報告とさせていただきます。

続きまして、2件目でございますが、公務中による職員の交通事故につきましてご報告いたします。

去る9月5日午後2時30分ごろ、上下水道課職員が業務に必要な物品を買い出しに行った際、御坊市湯川町財部217番地の6付近の交差点におきまして、一時停止の標識を見落とし、交差点内に進入したことにより、横切る車に衝突させてしまい、公用車と、相手、御坊市藤田町藤井2011、小猿晃氏の車を破損させてしまいました。小猿氏は、事故後、病院で検査を受けられましたが、幸いけがはなく、当町職員につきましても、けがはございませんでした。事故の原因は、職員の前方不注意により一時停止の標識を見落とし、交差点内に進入したことによるものでございます。

事故後、当人はもとより、町からも副町長、上下水道課長を自宅に訪問させ、おわびを申し上げたところでございます。また、双方の車両につきましては現在修理中で、保険の申請中でございます。町としましては、誠心誠意、相手方と和解及び損害賠償に対応させていただく所存でございます。

なお、今回の事故を受け、直ちに当人に厳しく指導するとともに、全職員に改めて安全運転に心がけることを注意喚起したところでございます。

公務中による職員の事故について、行政報告を終わります。

以上でございます。

○議長（高野正君） これで諸報告を終わります。

しばらく休憩します。

再開は10時5分です。

午前九時五十三分休憩

——・——
午前十時〇五分再開

○議長（高野正君） 再開します。

日程第4 全議案の提案理由説明を求めます。町長。

○町長（森下誠史君） 平成30年美浜町議会第3回定例会に提案いたしました報告6件、議案9件、認定7件について提案理由を申し上げます。

まず、報告第1号は、専決処分事項の報告（平成30年度美浜町一般会計補正予算（第2号））についてでございます。

本専決処分事項につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,096千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を37億61,732千円とするものでございます。

歳出のみを申し上げますと、教育費1,096千円の追加は、平成30年度中体連夏季大会において松洋中学校の柔道部、剣道部、野球部が近畿大会に出場しました。また、柔道部女子1名が近畿大会に出場するとともに全国大会にも出場いたしましたので、必要経費について補助したものでございます。

平成30年8月1日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

報告第2号は、専決処分事項の報告（平成30年度美浜町一般会計補正予算（第3号））についてでございます。

本専決処分事項については、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ28,282千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を37億90,014千円とするものでございます。

今回の補正は、先ほど、行政報告で申し上げました台風21号により、公共施設等が被害を受けたことによる補正でございます。

まず、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、地方交付税、普通交付税の追加は、財源調整によるものでございます。

県支出金、県補助金、農林水産業費県補助金、林業費補助金の追加は、煙樹ヶ浜保安林内の倒木除去の補助金でございます。

諸収入、雑入、建物火災共済保険料の追加は、台風21号により被害を受けた公共施設の罹災に係る共済金でございます。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。

8ページの歳出ですが、総務費、総務管理費、財産管理費の追加は、役場庁舎、集会場

の修繕費。

交通安全対策費の追加は、カーブミラーの修繕費等でございます。

民生費、児童福祉費、児童福祉施設費の追加は、学童保育友遊クラブの修繕費でございます。

農林水産業費、林業費、林業総務費の追加は、煙樹ヶ浜保安林内の倒木除去の委託料でございます。

商工費、観光費の追加は、潮騒公園の修繕費でございます。

土木費、都市計画費、下水道費の追加は、松原浄化センターの修繕に伴う繰出金でございます。

10ページ、土木費、住宅費、住宅管理費の追加は、和田大浜団地の修繕費。

消防費、消防施設費の追加は、浜ノ瀬消防車庫の修繕費。

災害対策費の追加は、防災行政無線の修繕費でございます。

教育費、小学校費、学校管理費の追加は、和田小学校の修繕費。

こども園費、ひまわりこども園費の追加は、給湯用加圧ポンプの修繕費。

12ページ、保健体育費、体育施設費の追加は、体育センター、第1若もの広場の修繕費でございます。

災害復旧費、その他公共施設災害復旧費の追加は、各科目で予算計上してございます重機借上料をまとめることで効率的な復旧作業が実施できることにより、この科目に一括計上してございます。

平成30年9月13日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

報告第3号は、専決処分事項の報告（平成30年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号））についてでございます。

本専決処分事項につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ7,720千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を1億78,497千円とするものでございます。

今回の補正は、台風21号により被害を受けた松原浄化センター屋根の修繕の補正でございます。平成30年9月13日付で専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告をし、ご承認をお願いするものでございます。

報告第4号は、専決処分事項の報告（平成30年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号））についてでございます。

本専決処分事項につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ149千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を8億23,805千円とするものでございます。

今回の補正は、社会保険診療報酬支払基金へ支払う地域支援事業の過年度精算による補正でございます。

なお、台風21号で告示がおくれたことにより、支払期日に間に合わないため、平成30

年9月13日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

報告第5号は、専決処分事項の報告（平成30年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号））についてでございます。

本専決処分事項については、収益的収入と資本的支出の補正でございます。

収益的収入は、台風21号により被害を受けた機器と建物の建物火災共済保険料でございます。資本的支出は、台風21号により被害を受けた機器と建物の修繕費及び停電により長時間運転を行った機器の点検費でございます。平成30年9月13日付で専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

報告第6号は、平成29年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

財政の健全性に関する指標を公表し、全国一律の基準に照らし合わせて、もし基準を超えれば、再生を図るための計画策定が義務づけられるものでございますが、平成29年度の決算の結果、当町では実質赤字比率、連結実質赤字比率はいずれも赤字はなく、赤字比率は発生してございません。また、実質公債費比率につきましては5.8%、将来負担比率につきましては53.9%で、早期健全化基準を大きく下回っております。平成29年度決算に係る資金不足比率につきましても、対象の特別会計では、いずれも資金不足は発生してございません。

議案第1号は、美浜町場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

三尾場外離着陸場につきましては、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、条例を制定し、設置の目的、名称及び位置、場外離着陸場の管理、目的外使用の禁止事項などを定めるものでございます。

議案第2号は、町道の廃止についてでございます。

町道海上自衛隊線に関しましては、平成23年9月ごろ、本路線下の斜面崩落が発見され、東側で接続している当時の県道日の岬公園線の一部も含め、その東端、西端において、日高振興局建設部により車どめの柵と警告看板が設置され、現在まで当該区間への立ち入りを禁止しているところでございます。

この日ノ御崎灯台周辺においては、県道日の岬公園線のつけかえ工事が完成し、海上自衛隊旧紀伊警備所や灯台へのアクセスは、この新設された県道により可能となっております。

このことから、本路線につきましては町道としての廃止をお願いするものでございます。

議案第3号は、工事請負契約の締結についてでございます。

町道吉原上田井線橋梁上部工事につきましては、去る8月20日に入札執行をしております。「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規

定に基づき、落札者との契約に関する議会の議決をお願いするものでございます。

議案第4号は、平成30年度美浜町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ7,366千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を37億97,380千円とするものでございます。

また、第2表 債務負担行為補正の追加、第3表 地方債補正の変更もでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

8ページ、地方特例交付金の追加は、地方特例交付金の確定によるものでございます。

地方交付税、普通交付税の減額は、財源調整によるものでございます。

国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金、児童福祉費補助金は、保育対策総合支援事業費補助金の追加でございます。

総務費国庫補助金、戸籍住民基本台帳費補助金は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の追加でございます。

県支出金、県補助金、農林水産業費県補助金、林業費補助金は、市町村民の森事業補助金の追加でございます。

消防費県補助金、消防費補助金は、わかやま防災力パワーアップ補助金の追加でございます。

10ページ、諸収入、雑入の追加は、各補助事業の精算によるものでございます。

町債、臨時財政対策債の追加は、本年度の普通交付税算定により、発行可能額が確定したことによるものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

12ページ、総務費、総務管理費、地籍調査事業費は、全国国土調査協議会への負担金の追加でございます。

諸費は、各補助事業の精算によるものでございます。

徴税费、賦課徴収費は、国税連携用パソコンを購入するものでございます。

戸籍住民基本台帳費は、戸籍情報とマイナンバー情報とを関連づけるため、現システムの文字情報を収集するための委託料でございます。国からの社会保障・税番号制度システム整備費補助金がございます。

民生費、社会福祉費、老人福祉費は、美浜町老人クラブ連合会が全国老人クラブ連合会会長表彰を受賞されることとなりましたので、職員の随行費用などを計上してございます。

14ページ、児童福祉費、児童福祉施設費は、認可保育所こじか園において、事故防止のため、無呼吸アラームを購入するための負担金でございます。国からの保育対策総合支援事業費補助金がございます。

農林水産業費、農業費、農業委員会費は、超過勤務手当の追加でございます。

林業費、林業総務費は、保安林作業員の賃金の追加でございます。県からの市町村民の森事業補助金がございます。

水産業費、水産業振興費、三尾漁協海藻群落再生研究事業は、地方創生事業の中で実施

したことによる減額でございます。

16ページ、土木費、河川海岸費、砂防費は、全国治水砂防協会への負担金の追加でございます。

消防費、災害対策費は、ブロック塀等撤去改善事業補助金は、避難路に面しているブロック塀等を撤去し、フェンス等に改善する場合に補助するものでございます。

感震ブレーカー等設置事業補助金は、地震が発生したときに自動的に電気の供給を遮断し、電気が原因となる火災を防ぐために感震ブレーカーを設置する場合に補助するものでございます。県からのわかやま防災力パワーアップ補助金がございます。

教育費、教育総務費、事務局費は、第2期の子ども・子育て支援事業計画を策定するために、本年度は計画のニーズ調査を実施するものでございます。

こども園費、ひまわりこども園費、室内の消火栓の取りかえ費用でございます。

議案第5号は、平成30年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ14,198千円の追加をお願いいたしまして、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億77,743千円とするものでございます。

過年度分療養給付費負担金の精算、国保事業報告システムのプログラム修正料などがございます。

議案第6号は、平成30年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ8,009千円を追加して、補正後の歳入歳出予算の総額を8億31,814千円とするものでございます。過年度分介護給付費負担金の精算などがございます。

議案第7号は、平成30年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,673千円を追加して、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億14,209千円とするものでございます。後期高齢者医療広域連合に納付する保険料でございます。

議案第8号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

固定資産評価審査委員会委員は、3名の方々をお願いをしておりますが、このたび、田中慎太郎氏、三輪規氏、お二人の任期が本年10月10日となっております。引き続き固定資産評価審査委員会委員として選任させていただきたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるとでございます。

議案第9号は、教育委員会委員の任命についてでございます。

現在、美浜町教育委員をお願いしています美浜町大字田井386番地、宮本真由美氏の任期が本年9月30日までとなっております。

宮本氏は、平成26年10月に教育委員会委員に任命させていただき、今日まで町の教育行政に積極的に取り組まれ、ご活躍いただいております。このたび任期を迎えるに当たり、宮本氏を再度教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めますのでございます。

認定第1号は、平成29年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて認定をお願いするものでございます。

認定第2号 平成29年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成29年度美浜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成29年度美浜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成29年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成29年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上5件につきましても、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて認定をお願いするものでございます。

次に、認定第7号 平成29年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、あわせて同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて認定をお願いするものでございます。

以上、本定例会に提案いたしました報告6件、議案9件、認定7件について、一括して提案理由を申し上げます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） 日程第5 議案第9号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件、直ちに質疑を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。

したがって、議案第9号 教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

したがって、本日はこれで散会します。

午前十時二十八分散会

再開は25日火曜日午前9時です。

この後、各常任委員会を開きますので、委員長の指示に従ってください。

お疲れさまでした。